

いわき市農業委員会第30回総会議事録

1 開催日時

令和2年9月17日(木) 13時30分から15時30分

2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

3 出席者(33人)

(1) 農業委員(23人)

1 草野庄一	11 新妻信夫	21 和田正人
2 坂本和徳	12 佐川良平	22 木田テイ子
3 蛭田元起	13 鈴木理	23 小泉昌男
4 遠藤重和	14 蛭田秀史	24 佐藤吉行
5 藁谷昭夫	15 高木眞一	
6 鈴木義直	16 木幡仁一	
7 草野久仁昭	17 菅波一郎	
8 箱崎寿正		
9 松本英人	19 油座盛明	
10 油座勝三	20 岡田光男	

(2) 事務局(10人)

太清光	事務局長
阿部伸夫	参事兼次長
小川仁一	主任主査兼農地調査係長
草野浩平	主任主査兼農地審査係長
野木隆司	主任主査兼農政振興係長
府川将人	農地審査係 主査
坂本壮示	農地審査係 主査
石島大輔	農地審査係 主査
金成聡司	農政振興係 主査
西山諒	農地調査係 事務主任

4 欠席者(1人)

18 大竹公治

5 会議の概要

事務局
(阿部次長)

本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第30回総会にご参集を頂きましてありがとうございます。

はじめに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。

- 第30回総会議案書
- 許可申請に係る意見及び決定理由書
- 現地調査位置図
- 議案説明書（追加分：議案第6号関係）
- 【資料1】農地転用許可に係る指定市町村の指定申請について
- 【資料2】令和3年農作業労働賃金標準額第4回協議資料
- 【資料3】農業者年金加入推進について
- 【紙袋入り】農業者年金加入推進啓発物品

以上、8点です。

なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされており、総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。

次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、省略させていただきます。

本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それでは、議事に先立ちまして、草野会長より、ご挨拶申し上げます。

草野会長

いわき市農業委員会第30回総会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

午前中の第4回全員協議会に引き続いてのご参集、本当にご苦勞様でございます。

また、先程申し上げましたとおり、空模様を眺めなら刈取り作業に励む大変忙しい時期であります。

ここ4、5日の天気を推察すると今日は、農作業に適した、惜しい一日かと思うのですが、お時間をいただきまして、誠に苦勞さまでございます。

私事ですが、昨日、中山間直払いの指定を受けて、5期目に入りました。

これから5年間進めることになっているのですが、そのための現地調査を実施しました。

農業に関する助成事業というのは、認定農業者や担い手にはそれぞれある程度の助成事業はありますが、農地を所有する地権者や

草野会長

地域の方に対しては、中山間直払いくらいしか、現時点では無いのが現状です。

午前中の全員協議会の中での鈴木理県会長のお話のとおり、中山間直払い以外の助成策も我々としては要望したいところでありませす。

中山間直払いの現状のひとつとして、委員の皆様の中にも、集落で役員をされたりしている方もいると思いますが、第5期の中山間直払いの計画から降りるといいう地区も出てきました。

事務処理が大変なのと、これから5年間続けるのが困難であるといいう結論だそうです。

市の農業振興課にもお話したのですが、降りると言うから、簡単にそうですか、分かりましたと受けるのは如何なものかと思ひます。

それなりの対策を考える必要がある。

例えば、農地利用最適化推進委員と共に進める集落話し合いを通じて、人・農地プランに移行し実質化を図る。

これが、これから農業委員会の必須の仕事として我々が担っていくことだと思ひます。

そういう意味で、どうしてもやめるといいう集落には、話し合いを進めるチャンスであると思ひます。

集落で話し合う中で、当然アンケート等もやっているわけですが、数年後には高齢化が進み耕作や管理ができなくなるという見える化も行えているわけです。

こういった集落をどうするか、まさに人・農地プランだと思ひます。

これから、農地利用最適化推進委員が農地利用状況調査と意向調査を進め、その後の話し合いまで進めていく先導役となることが期待されているわけです。

皆様も、地域のリーダー的な立場で動いている方も多いたと思ひますので、中山間直払いや多面的機能の助成事業等を通じて仕事にまい進していただきたいと思ひます。

本日は、定例となります、農地法に係る許可申請等の審議のほか、令和3年農作業労働賃金に係る協議などの審議を頂きます。

皆様には慎重かつ円滑な審議を賜りますようよろしくお願い致します、挨拶とさせていただきます。

事務局
(阿部次長)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長となり進めさせていただきます。

議 長
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日の通告欠席者は、議席番号18番、大竹公治委員でございます。現在、委員24名中、23名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。

只今より、いわき市農業委員会第30回総会を開会致します。

次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。

議席番号16番、木幡仁一委員

17番、菅波一郎委員

また、書記は事務局をお願い致します。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。

これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、会務報告を事務局よりお願い致します。

事務局
(阿部次長)

－総会議案書2ページにより会務報告－

議 長
(草野会長)

それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局
(野木係長)

本日、議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等は特にありません。説明は以上です。

議 長
(草野会長)

それでは議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する

議 長 (草野会長)	<p>事項については、その議事に参与することができないこととされており ます。</p> <p>該当する方がいれば、議案審議の際、申し出てください。</p> <p>それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可処分の取消 願いについて、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (草野係長)	<p>議案書の3ページを、お開き願います。</p> <p>【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>詳細につきましては、担当者が説明致します。</p>
事務局 (府川主査)	<p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>議案説明書2ページをお開き願います。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願いにつ いてご説明致します。</p> <p>議案説明書3ページをお開き願います。</p> <p>また、地図については、現地調査位置図を併せてご覧ください。</p> <p>番号1番の案件は令和2年3月26日付で農地法第3条許可が下 りおり、その際、合計11筆が申請されましたが、そのうち1筆を誤 って申請したため、その1筆の許可を取り消すため、取消し願いが 提出されたものです。</p> <p>番号2番の案件は令和2年3月26日付で農地法第3条許可が下 りていますが、譲渡人が、許可が下りる前に亡くなったため、取消 し願いが提出されたものです。</p> <p>以上2件、農地法第3条の規定による許可処分の取消し願いは、 田3,539㎡、畑119㎡、合計3,658㎡です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。</p>
事務局 (府川主査)	<p>事務局より報告申し上げます。</p> <p>番号1番、及び2番につきまして、事務局のみで現地を調査しま したが、特段、問題はありませんでした。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、 その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。</p> <p>－意見無しとの声有り－</p>

議 長
(草野会長) ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第 1 号について、原案のとおり可決することにご異議ござい
ませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可
処分の取消願いについては、原案のとおり可決致します。

次に、議案第 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に
ついて、事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長) 議案書の 4 ページを、お開き願います。
【議案第 2 号を朗読し、審議事項を説明】
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(府川主査) それでは、説明させていただきます。
議案説明書 4 ページをお開き願います。
議案第 2 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてご
説明致します。

また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。

5 ページをお開き願います。

番号 1 番から 5 番は売買による所有権の移転でございます。

うち、番号 5 番は新規就農でございます。

また、番号 2 番につきましては、先ほどの議案第 1 号の番号 2 番
について、改めて申請があったものです。

今月の 3 条申請面積は、田 24,067㎡ 畑 4,217㎡ 合計 28,284㎡と
なります。

議案説明書 6 ページをお開き願います。

許可要件につきましては、3 条許可ができない場合を示した農地
法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たし
ております。

なお、許可要件の詳細につきましては議案説明書 7 ページをご覧
ください。

説明は、以上です。

議 長
(草野会長) 只今、事務局より、議案第 2 号について説明がありました。
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

3番
蛭田委員 議席番号3番、蛭田元起です。
番号1番から5番の事案につきまして、現地を調査しましたが、
特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。

議長
(草野会長) 只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、
委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

-意見無しとの声有り-

議長
(草野会長) ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ござい
ませんか。

-異議無しとの声有り-

議長
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第2号、農地法第3条第1項の規定によ
る許可申請については、原案とおり可決致します。
次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に
ついて、事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長) 議案書の5ページをお開き願います。
【報告第3号を朗読し、報告事項を説明】
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(坂本主査) 議案説明書8ページをお開き願います。
議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、
ご説明致します。
また、地図については、別紙現地調査位置図と許可申請に係る意
見及び決定理由書を併せてご覧ください。
説明に入る前に資料の訂正がございます。
まず、住所の訂正ですが、議案説明書の10ページの議案番号9番
につきまして、譲渡人の住所地番が誤っておりました。
続いて住所の訂正です。
今月複数箇所に申請があった法人の住所ですが誤っておりました。
議案番号1番、2番、7番、11番、12番、13番、14番、15番、16
番、18番、19番、20番が該当となりますので、訂正をお願いいたし
ます。

事務局
(坂本主査)

大変申し訳ありませんでした。

続いて、議案説明書11ページの議案番号18番につきまして、譲渡人の住所の一部に誤りがありましたので訂正願います。

また、議案説明書11ページの議案番号20番につきまして、申請者より取下願出書が提出されたことから、取り下げとなります。

最後に、議案説明書12ページをお開き願います。

先ほどの申請取下げに伴い、面積が次の通り訂正となります。

田16,026.27㎡から15,035.57㎡へ、畑15,795.18㎡から13,307.09㎡へ、合計31,821.45㎡から28,342.66㎡へ訂正願います。

以上、訂正をお願いします。

大変申し訳ありませんでした。

それでは説明させていただきます。

番号1番、申請地は、平、登記地目は畑、転用面積は812㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号2番、申請地は、平、登記地目は畑、転用面積は369㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号3番、申請地は、鹿島町、登記地目は畑、転用面積は416㎡、転用目的は墓地です。

番号4番、申請地は、鹿島町、登記地目は畑、転用面積は356㎡、転用目的は自己住宅敷地です。

番号5番、申請地は、瀬戸町、登記地目は畑、転用面積は1,102㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号6番、申請地は、瀬戸町、登記地目は田、転用面積は2,584㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号7番、申請地は、常磐、登記地目は田、転用面積は1,237㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号8番、申請地は、常磐、登記地目は田及び畑、転用面積は1,350㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号9番、申請地は、内郷、登記地目は田、転用面積は1,263㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号10番、申請地は、内郷、登記地目は田、転用面積は4,120㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

面積が30アールを超えますので、県農業会議の意見照会案件となります。

番号11番、申請地は、遠野町、登記地目は畑、転用面積は1,127㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号12番、申請地は、小川町、登記地目は田、転用面積は1,844㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号13番、申請地は、小川町、登記地目は畑、転用面積は1,658.46

事務局
(坂本主査)

m²、転用目的は太陽光発電設備です。

番号14番、申請地は、好間町、登記地目は畑、転用面積は1,286.14 m²、転用目的は太陽光発電設備です。

番号15番、申請地は、好間町、登記地目は畑、転用面積は1,087.91 m²、転用目的は太陽光発電設備です。

番号16番、申請地は、好間町、登記地目は畑、転用面積は2,366 m²、転用目的は太陽光発電設備です。

番号17番、申請地は、好間町、登記地目は畑、転用面積は930 m²、転用目的は太陽光発電設備です。

番号18番、申請地は、大久町、登記地目は田、転用面積は1,180 m²、転用目的は太陽光発電設備です。

番号19番、申請地は、大久町、登記地目は畑、転用面積は773.5 m²、転用目的は太陽光発電設備です。

番号21番、申請地は、小川町、登記地目は畑、転用面積は693.08 m²、転用目的は河川災害復旧工事用工事施工ヤードのための一時転用です。

番号22番、申請地は、三和町、登記地目は田、転用面積は469.56 m²、転用目的は河川災害復旧工事用現場事務所及び駐車場のための一時転用です。

番号23番、申請地は、三和町、登記地目は田、転用面積は1,318.01 m²、転用目的は河川災害復旧工事用資材仮置場のための一時転用です。

以上、22件、面積は、田15,035.57 m²、畑13,307.09 m²、合計28,342.66 m²です。

なお、番号13番については、現地を調査したところ、申請農地内の一部に資材が置かれていたことから、撤去を確認したうえで許可を発出するべきと考えます。

また、番号17番については、現地調査を調査したところ、雑木や雑草が繁茂し、農地性を備えている農地ではないことを確認しました。農地転用の対象となる農地は農地性を備えている必要があり、現地調査後、農地性回復のための補正を求めましたが、申請者より補正完了の連絡はありませんでした。

このことから、番号17番については、申請に係る形式上の要件を満たさないことから「却下」が妥当と考えます。

以上、13番及び17番以外については、申請内容を審査した結果、申請箇所全てが農地転用許可基準である立地基準、及び一般基準を適正に満たしております。

議 長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

4 番
遠藤委員

議席番号4番、遠藤重和です。

番号1番から19番の事案について現地を調査した結果、番号13番については、おおむね問題ありませんでしたが、申請農地内の一部に資材が置かれていたことから、資材の撤去を確認した上で、許可する必要があると考えます。

番号17番については、申請地全体に雑木や雑草が繁茂し、転用する範囲も明確に確認できず、現況農地といえる状況にないことから、事務局説明のとおり却下が妥当と考えます。

それ以外については特段問題ありませんでした。

報告は以上です。

議 長
(草野会長)

続いて、事務局、お願い致します。

事務局
(坂本主査)

番号21番につきましては、河川災害復旧工事用工事施工ヤードのための一時転用であり、番号22番につきましては、河川災害復旧工事用現場事務所及び駐車場のための一時転用であり、また、番号23番につきましては、河川災害復旧工事用資材仮置場のための一時転用であり、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

議 長
(草野会長)

只今の報告では、番号1番から12番、14番から16番、18番から23番については、特に問題ないと判断されるが、番号13番については、資材の撤去を確認した上で許可する必要があること、また、番号17番については、現況農地とは見られないことから、却下が妥当との意見でした。

このことについて、委員の皆様からご意見、ご質問はございますか。

13番
鈴木委員

議席番号13番、鈴木理です。

先ほどの事務局の説明で、住所地番の訂正がありましたが、これは、申請者が誤った地番を書いてきたということでしょうか。

事務局
(坂本主査)

住所地番の訂正についてですが、議案説明書を作成する際に、入力を誤ってしまいました。

申請については、正しく申請されております。

事務局 (坂本主査)	申し訳ありませんでした。
議 長 (草野会長)	今後、十分に注意いただきたいと思います。 その他のご意見、ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ござい ませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請については、番号1番から12番、14番から16番、18番から23番については、原案のとおり可決し、番号13番については、資材の撤去を確認した上で許可することと致します。 なお、番号17番については、現況農地とは見られないことから、却下とします。 次に、議案第4号、現況確認証明願いについて、事務局の説明を求めます。
事務局 (小川係長)	議案書の6ページを、お開き願います。 【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】 議案説明書13ページをお開き願います。 議案第4号、現況確認証明願いについてでございます。 次の、14ページをお開き願います。 また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。 番号1番、申請地は三沢町、登記地目は畑、現況地目は原野、面積は2,344㎡です。 非農地化した経緯については、申請者の父親が所有していましたが、高齢化に伴い、平成20年ごろから耕作、管理が出来なくなり放置した結果、原野化し、現在に至っております。 番号2番、申請地は三沢町、登記地目は畑、現況地目は山林、面積は978㎡です。 非農地化した経緯については、申請者は昭和36年に転勤により、耕作が出来なくなったため、知人への管理を委託しましたが、平成

事務局 (小川係長)	<p>23年ごろから獣害が激しくなり、管理が困難で放置した結果、山林化し、現在に至っております。</p> <p>番号3番、申請地は田人町、登記地目は田、現況地目は原野、面積は648㎡です。</p> <p>非農地化した経緯については、昭和60年ごろから周辺が雑木や雑草が繁茂し、日照、通風及び水路の分断等により、耕作を放棄、放置した結果、原野化し、現在に至っております。</p> <p>以上3件、登記地目を現況地目に合わせるため、現況確認証明願いが提出されたものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。</p>
3番 蛭田委員	<p>議席番号3番、蛭田元起です。</p> <p>番号1番から3番の事案について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。</p> <p>—意見無しとの声有り—</p>
議長 (草野会長)	<p>ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>—異議無しとの声有り—</p>
議長 (草野会長)	<p>ご異議無しと認め、議案第4号、現況確認証明願いについては、原案のとおり可決致します。</p> <p>次に、議案第5号、いわき市農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (小川係長)	<p>議案書の7ページを、お開き願います。</p> <p>【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>詳細につきましては、担当者が説明致します。</p>

事務局
(西山主任)

議案説明書15ページをお開き願います。
議案第5号、いわき市農用地利用集積計画について説明致します。
説明に入る前に、訂正をお願い致します。
議案説明書の23ページをお開き願います。
番号1番の案件について、利用目的が水田となっておりますが、
正しくは農業用施設（花卉）となります。
続いて、賃料が誤っておりました。
以上2点の訂正をお願い致します。
それでは、議案説明書の16ページをお開き願います。
農用地利用集積計画第12号から13号について説明致します。
第12号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業
により新たに中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸する事案
でございます。
実施地区は小川。
借り手7名、貸し手6名。
対象筆数は畑6筆、面積は17,984㎡でございます。
第13号は、新たに利用権（賃借権）を設定する事案でございます。
実施地区は、平。
借り手1名、貸し手1名。
対象筆数は田1筆、面積は田3,114㎡でございます。
なお、議案説明書23ページまでの農用利用集積計画の各号の詳細
な説明については、省略させていただきます。
以上、第12号から13号の計画内容は、経営面積、従事日数など、
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考え
ます。
農用地利用集積計画については、以上です。

議 長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第5号について説明がありましたが、委員の皆様から、ご意見、ご質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ござい
ませんか。

－異議無しの声有り－

議 長 (草野会長)	<p>ご異議無しと認め、議案第5号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。</p> <p>次に、議案第6号、農地法第51条第1項に該当する事案について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (草野係長)	<p>議案書の8ページを、お開き願います。</p> <p>【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>詳細につきましては、担当者が説明致します。</p>
事務局 (石島主査)	<p>議案説明書は、別冊となっております。</p> <p>右上に議案第6号と書いてあるものになります。</p> <p>現地調査位置図と農地法第51条第1項に該当する事案の個別事案説明書もあわせてご覧になりながらお聴きくださるようお願い致します。</p> <p>それでは、議案第6号、農地法第51条第1項に該当する事案についてご説明致します。</p> <p>議案説明書追加分の1ページをお開き願います。</p> <p>番号1番、土地の所在地は平、登記地目は畑、面積は679㎡です。</p> <p>土地利用の状況につきましては、許可手続等が行われないうまま、建物が設置されている状況にあります。</p> <p>当該農地は農振農用地に該当し、仮にこの建物が農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合であれば許可见込みがありますが、それ以外の用途に供するのであれば転用許可申請をしたとしても許可できない農地となります。</p> <p>番号2番、土地の所在地は平、登記地目は田、面積は215㎡です。</p> <p>土地の利用状況につきましては、令和元年12月11日付で田に盛土し、畑として使用する内容の農地改良工事届が提出され、令和2年3月30日に当該工事が完了した旨の報告がありましたが、畑として耕作されておらず、河川復旧のための工事用通路及び車両置場として使用されている状況にあります。</p> <p>当該農地周辺は市街地化されておらず、一団の農地の面積が10ha以上であることから、第1種農地に該当します。</p> <p>仮に一時転用での利用であれば許可の見込みがありますが、一時転用以外で申請した場合、転用許可申請をしたとしても許可できない農地となります。</p> <p>番号3番、土地の所在地は平、登記地目は田、面積は502㎡です。</p> <p>土地利用の状況につきましては、許可手続等が行われないうまま、駐車場として使用されている状況にあります。</p> <p>当該農地周辺は市街地化されておらず、一団の農地の面積が10ha</p>

事務局
(石島主査)

以上であることから、第1種農地に該当し、仮に当該目的で転用許可申請をしたとしても許可できない農地となります。

番号4番、5番及び6番につきましては、農地所有者が同一であり、隣接した箇所であることから、併せてご説明いたします。

土地の所在地は平、登記地目は田及び畑、面積は1,999㎡です。

土地利用の状況についてご説明します。

該当地の1筆は、平成27年3月24日付けで田に盛土し畑として使用する内容の農地改良工事届が提出され現在工事期間中であります。

また、もう1筆は平成25年11月15日付けで田に盛土し畑として使用する内容の農地改良工事届が提出され平成27年6月9日付けで工事完了報告書が提出されております。

また、もう1筆は特段届出等はありません。

これらの3筆について、耕作されておらず、資材置場として一体的に使用されている状況にあります。

当該農地周辺は市街地化されておらず、一団の農地の面積が10ha以上であることから、第1種農地に該当し、仮に当該目的で転用許可申請をしたとしても許可できない農地となります。

番号7番、土地の所在地は、四倉町、登記地目は畑、面積は523㎡です。

土地利用の状況につきましては、平成30年4月26日付けで農地法第3条許可により売買による所有権移転を行いました。当該箇所は耕作されておらず、駐車場及び資材置場として使用されている状況にあります。

当該農地周辺は市街地化されておらず、一団の農地の面積が10ha以上であることから、第1種農地に該当し、原則転用許可申請をしたとしても許可できない農地であります。今回の案件においては、有限会社仲野建材が既存の資材置場と当該農地を一体的に利用しており、不許可の例外事業である既存施設の拡張に該当する見込みが有るものです。

番号8番、土地の所在地は四倉町、登記地目は田及び畑、面積は350㎡です。

土地利用の状況につきましては、平成27年6月22日付けで田に盛土し、畑として使用する内容の農地改良工事届が提出されましたが、その後、工事完了報告書の提出はありません。当該農地は耕作されておらず、スーパーハウス1基が設置され、資材が置かれている状況にあります。

当該農地周辺は市街地化されておらず、一団の農地の面積が10ha以上であることから、第1種農地に該当します。

仮に農業用倉庫、農業用資材置場であれば許可の見込みがありま

事務局 (石島主査)	<p>すが、それ以外の用途であれば当該目的で転用許可申請をしたとしても許可できない農地となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第6号について説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。</p>
6 番 鈴木委員	<p>議席番号6番、鈴木義直です。</p> <p>番号1番から番号6番の事案につきまして、現地を調査した結果、議案説明書の状況のとおりでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
21番 和田委員	<p>議席番号21番、和田正人です。</p> <p>番号7番及び番号8番の事案につきまして、現地を調査した結果、議案説明書の状況のとおりでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今、事務局からの説明及び、委員からの報告について委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。</p> <p style="text-align: center;">－意見無しとの声有り－</p>
議 長 (草野会長)	<p>ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。</p> <p>議案第6号については、今後、是正の措置等を行うこととなります。</p> <p>これらの措置については、会長一任とさせていただきますよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">－異議無しの声有り－</p>
議 長 (草野会長)	<p>ご異議無しと認め、議案第6号、農地法第51条第1項に該当する事案については、会長一任とし、今後の総会において、随時進捗状況を報告します。</p> <p>次に、議案第7号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正素案に対する意見について事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (野木係長)	<p>議案書の9ページをお開き願います。</p> <p>【議案第7号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>当該改正素案の内容説明につきまして、本日、市農業振興課より</p>

事務局
(野木係長)

担当職員をお呼びしております。
私からの説明は以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第7号について、説明がありましたが、ここで、議案第7号の審議にあたり、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正素案の説明のため、市農業振興課職員の入室を許可致します。

-市農業振興課職員入室-

市農林水産部	農業振興課	農業担い手支援専門員	佐藤 義行
同	同	担い手支援係長	鈴木 亮
同	同	担い手支援係主事	設楽 恵利

議長
(草野会長)

それでは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正素案の説明をお願い致します。

市農業振興課
設楽主事

農業振興課の設楽と申します。
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正素案について説明致します。

本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想につきましては、農業経営基盤強化促進法第5条に定められる農業経営基盤の強化促進に関する基本方針に則するとされております。

福島県の基本方針が令和2年4月に改正されたことに伴い、本市の基本構想についても変更する運びとなりました。

説明資料1をお開き願います。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正素案に関する基本的な考え方といたしまして、今回、市の基本構想についての主な変更点について説明致します。

一つ目は、各項目について基本方針に合わせ、現状の対策等を踏まえた加筆修正を行いました。

二つ目は、本文の第2の1について、経営類型の見直しを現状のいわき市に則した作型、規模、生産方式に見直しを行いました。

三つ目は、第3の1における、効率的かつ安定的な農業経営が地域の主要な生産を担う育成すべき経営体のうち組織経営体の目標数を30経営体から60経営体へ変更しました。

変更に係る算定根拠は以下のとおりとなっております。

続いて、四つ目は、第3の2(3)における農用地利用ビジョンの実現を図るための施策を見直し致しました。

五つ目は、農用地利用集積円滑化事業の廃止に伴う文言を削除を

市農業振興課
設楽主事

行いました。

第1の3の(1)の育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成推進目標における認定農業者の所得目標等については、現状どおりとしております。

また、第1の3の(2)ウの新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間、労働所得に関する数値目標についても、同じく現状どおりとしております。

こちらの所得目標についての詳細は、説明資料2をご覧ください。

第1の3の(1)育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成推進目標における認定農業者の所得目標につきましては、県の基本方針における所得目標は、主たる農業従事者1人あたり、変更前は430万円以上となっていたものが、変更後は460万円以上とされております。

個別経営体あたりの所得目標については、変更前が560万円以上であることに對し、変更後は590万円以上になっております。

今回、本市の基本構想における所得目標については、県には準じず、現行の所得目標を採用しております。

その算定根拠については、以下のとおりとなっております。

また、基本構想の本文と新旧対照表については、別添1と別添2のとおりでございます。

説明は以上です。

議 長
(草野会長)

只今、市の担当者より説明がありましたが、委員の皆様からご質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご質問がないようでありますので、これより、当該、改正素案に對するご意見をお聴き致します。

なお、市の担当者の方には、ここで退室願います。

本日は、お忙しい中、説明のためお越し頂き、ありがとうございます。

－市農業振興課職員退室－

議 長
(草野会長)

それでは、引き続き審議を続けます。

当該、改正素案にご意見にある方は、挙手願います。

－挙手者無し－

議 長
(草野会長) ご意見がないようですので、お諮り致します。
議案第7号について、意見なしとすることにご異議ございませんか。

－異議無しの声有り－

議 長
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第7号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正素案に係る意見について、農業委員会の意見は、なしと致します。

次に、議案第8号、農地転用許可に係る指定市町村の指定申請について、事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長) 議案書の10ページをお開き願います。

【議案第8号を朗読し、審議事項を説明】

資料1をご覧ください。

本議案につきましては、現在、地方自治法の規定に基づき、福島県が条例を定めて福島県知事より権限移譲を受け事務を処理している農地転用許可事務について、更なる権限移譲を受けるため、農地法第4条第1項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する指定市町村を目指すための申請手続きを進めることについて、委員皆様の承認をお願いするものです。

現在までの権限移譲の経過につきましては、説明は省略させていただきますが、資料1の1権限移譲の経過をご確認ください。

では、指定市町村となった場合、どのような権限が与えられるかと申しますと、現在は、転用面積が4ha以下までの許可権限が与えられておりますが、指定市町村には4haを超える農地転用の許可権限が与えられることになり、農地転用許可事務において、県知事と同等の権限を有することとなります。

また、現在は原則転用許可が必要となる市が行う公共事業について、指定市町村の指定を受けた場合、農業振興上又は地域振興上必要性が高い施設のための転用については、許可不要で事業を行うことができます。

資料1の裏面をご覧ください。

本市農業委員会においては、これまで権限移譲を受け、農地転用許可に係る経験を積み重ね、知見を蓄積してきたことにより、農地転用許可事務を適正に処理できる体制が構築されており、指定市町村の指定基準を満たすことが可能となったと考えております。

指定市町村の指定を受けることにより、全ての農地転用申請について農業委員会で許可可能となり、申請者の利便性向上が図られる

事務局
(草野係長) とともに、市の事業については概ね転用許可不要で実施可能となることから、市として地域の実情に応じた施策展開が可能となるなどのメリットが挙げられます。

また、指定後においても、これまでの申請実績から、事務量が增大することはないと考えております。

以上の理由から、農地転用許可に係る指定市町村の指定に向けた手続きを行うこととしたいと考えております。

私からの説明は以上です。

議 長
(草野会長) 只今、事務局より、議案第8号について説明がありましたが、委員の皆様から、ご意見、ご質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長) ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。

議案第8号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しの声有り－

議 長
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第8号農地転用許可に係る指定市町村の指定申請については、原案のとおり可決致します。

次に、報告第1号から報告第6号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長) 議案書の11ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書の24ページをお開き願います。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告致します。

8月は19件の届出がありました。

合計面積は、田86,449㎡、畑29,575.12㎡、合計116,024.12㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書の12ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書29ページをお開き願います。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告致します。

事務局
(草野係長)

8月は3件の届出がありました。
合計面積は、田108㎡、畑542.77㎡、合計650.77㎡でございます。
以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。
続きまして、議案書の13ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書31ページをお開き願います。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、
報告致します。

8月は13件の届出がありました。

合計面積は、田1,794.50㎡、畑2,992.04㎡、合計4,786.54㎡でござ
います。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書の14ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書35ページをお開き願います。

農地法第18条第6項の規定による通知について、報告致します。

8月は8件の通知がありました。

合計面積は、田10,884㎡、畑0㎡、合計10,884㎡でございます。

以上、合意解約の通知がありましたので、報告致します。

説明は以上です。

次の報告第5号からは野木係長より報告致します。

事務局
(野木係長)

議案書の15ページをお開き願います。

【報告第5号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書の38ページをお開き願います。

引き続き農業経営を行っている等の証明書について、報告致しま
す。

8月は2件、相続税の納税猶予についての案件でありました。

合計面積は、田5,369㎡、畑2,568㎡、合計7,937㎡でございます。

なお、議案説明書に1か所訂正がございます。

39ページの合計欄の件数が1件とありますが、正しくは2件とな
ります。

大変失礼致しました。

審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明
書を交付致しました。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書の16ページをお開き願います。

【報告第6号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書の40ページをお開き願います。

事務局 (野木係長)	<p>引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書について、報告致します。</p> <p>8月は1件、相続税の納税猶予についての案件でありました。合計面積は、田991㎡、畑0㎡、合計991㎡でございます。</p> <p>審査の結果、引き続き特定貸付けを行っているものと判断し、証明書を交付致しました。</p> <p>以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。</p>
議長 (草野会長)	<p>以上、事務局説明のとおりですのでご承知願います。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事は全て終了致しました。</p> <p>続きまして、協議事項に入る前に、これより、休憩と致します。</p> <p>只今15時00分です。</p> <p>約10分間休憩とし、再開は、15時05分からと致しますので、よろしくお願い致します。</p> <p>(約10分間休憩)</p>
議長 (草野会長)	<p>全員お揃いですので、再開致します。</p> <p>これより、協議事項に移ります。</p> <p>令和3年農作業労働賃金標準額について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (金成主査)	<p>本日お配りしている資料2をお開き願います。</p> <p>令和3年農作業労働賃金標準額第4回協議資料でございます。</p> <p>前回までの協議を踏まえて、本日の別表が標準額表の最終原案でございます。</p> <p>なお、備考欄の福島県最低賃金は、今年度中に発表される最新の金額に訂正いたします。</p> <p>今後のスケジュールについてですが、本日の協議いただいた内容を踏まえ、原案をJA福島さくらと協議させていただきます。</p> <p>なお、印刷等の予定でございますが、裏面の賃借料データをまとめ、JA福島さくらとの協議がまとまりましたら、当初予定どおり、1月の印刷配付を予定しております。</p> <p>なお、総会の上程については、12月の議決をお願いする予定です。</p> <p>本日の協議が、令和3年農作業労働賃金標準額の最終協議となりますので、標記内容、金額等についてご意見をお願い致します。</p> <p>また、文字の大きさやイラスト等仔細な変更については、事務局に一任いただきますようお願い致します。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>

議 長
(草野会長)

只今、事務局から説明がありました。
委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

—意見無し—

議 長
(草野会長)

ご意見が特に内容ですので、令和3年農作業労働賃金標準額の協議については、これまでと致します。

仔細な修正は図っていくということですので、事務局で作業をお願いします。

次に、その他に移ります。

まず、事務局から何かございますか。

事務局
(金成主査)

事務局から、お配り致しました資料について御説明致します。

1 【資料3】 農業者年金加入推進について

➡説明した。

2 【紙袋入り】 農業者年金加入推進啓発物品

➡配付した。

議 長
(草野会長)

それでは、他に委員の皆様から、ご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようでありますので、只今の事務局説明について、一言話をさせていただきます。

ここ数年、農業者年金の加入率がかなり悪い状況が続いています。

今年度、事務局の担当が金成主査に変わりまして、今年度こそはと推進のための準備を進めております。

我々も任期が1年を切った中で、何とか目標に近い数字にしていきたいと考えています。

今年度、農業者年金の加入推進の研修に行かせていただいて、昨年度もそうなのですが、優秀の成績を挙げて事例発表した委員会は、一昨年は福島市、今年度は須賀川市でありました。

どちらの事例でも、農業委員が訪問活動など積極的にしているのは当然なのですが、農地利用最適化推進委員も一緒に活動している。

全国的に見ても、北海道は年間で77名も新規加入者がいる。

ベースは違いますが、全国的な傾向を見ても、農業委員の他、JAや農地利用最適化推進委員が同調して加入推進を図っています。

やはり、農業委員が積極的に活動していく中で、今は事務局が同行してくれるようですので、詳細な制度説明などしてくれますから、是非お願いしたい。

今後は、その活動に農地利用最適化推進委員やJAも積極的に関

議 長 わってもらえるような仕組みを整えていければと考えています。
(草野会長) 私からひと言、農業者年金の加入推進について話をさせていただきました。
それでは、以上をもちましていわき市農業委員会第30回総会を閉会致します。